

<主任介護支援専門員更新研修の個別要件の詳細基準>

受講要件① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者

- ここでいう研修とは、法定研修（実務研修、更新研修等）に限る。
また、対象期間内※に講師をした証明書（書類④参照）を提出すること。
(法定外研修の講師やファシリテーターとして研修に参加した者は、個別要件①には該当しないが、個別要件の②として、研修1回につき3時間を上限として、講師を行った時間分、研修を受講したものとみなす。
この場合、個別要件②に含めて申込を行い、研修実施団体からの依頼文、依頼に係る研修のカリキュラムを提出すること。同一内容の講義等を複数回実施する場合は、2回目以降は含まない。)

受講要件② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者

- 下記表を参照。

受講要件③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者

- ここでいう研究大会等とは、介護支援専門員を対象とする学会、研究大会とし、全国又はブロック（近畿、東海、中国等のブロック）以上の規模で開催されるもの。学会・研究大会カリキュラム、発表内容の抄録等の写しを提出すること。

受講要件④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

- 研修修了日まで有効な日本ケアマネジメント学会の認定証を有すること。

受講要件⑤ 地域包括支援センターで、主任介護支援専門員として業務をしていると証明される者

- 在職証明書（地域包括支援センターに主任介護支援専門員として位置づけられている証明）を提出すること。

受講要件⑥ 実務研修等において、指導した実績がある主任介護支援専門員である者

- H28年度以降に実施された大阪府介護支援専門員実務研修の見学実習において、主任介護支援専門員として指導を行った者。受講者が持参した見学・観察実習報告書「様式4-①」、「様式B-2」、「様式B」を提出すること。

※ 受講要件①③⑥の実績の対象期間について

- (1)主任研修受講後、1回目の主任更新研修を受講する場合は、主任研修修了日から主任更新研修の受講申込までの期間。
(2)主任更新研修を継続して受講する場合は、直近に受講した主任更新研修修了日から受講しようとする主任更新研修受講申込までの期間。

受講要件② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者について

受講対象期間 <small>介護支援専門員証の有効期間内であることが前提</small>	(1)主任研修受講後、1回目の主任更新研修を受講する場合は、主任研修修了年度の翌年度から主任更新研修の受講申込までの期間。 (2)主任更新研修を継続して受講する場合は、直近に受講した主任更新研修受講年度の翌年度から受講しようとする主任更新研修受講申込までの期間。
研修実施機関	都道府県・市町村・くすのき広域連合、地域包括支援センター、介護支援専門員に係る職能団体（支部も含む）、大阪府介護支援専門員法定研修の指定団体が実施する研修であって、大阪介護支援専門員協会のホームページで公開された「介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）の掲示一覧」に掲載された研修IDのある研修のみが該当）。
受講回数 及び受講時間	次の(7)及び(1)の両方を満たすこと。 (7)受講対象期間中のいずれかの1年度に4回以上かつ12時間以上受講していること。 (1)受講対象期間中に合計8回以上かつ24時間以上受講していること。 ※研修1回あたりの時間数は1時間以上とする
研修対象者	介護支援専門員を対象とする研修であること
研修内容	専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの (大阪府ホームページ掲載の「専門職としての内容であり、ケアマネジメントに資するもの」に係る基準参照)
修了確認	研修主催者が受講者の出席状況を確認し、修了した者に「修了証」の発行、あるいは、「介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）の受講記録」への証明を行っていること。
提出物	・「修了証」（研修IDがあるものに限る） ・「介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）の受講記録」 ※「修了証」を添付する場合は、その内容について受講記録へ記入してください。その場合のみ受講記録への実施団体の「⑥実施機関確認者名」「⑦確認印」は不要です。 ※該当期間内に他府県等で法定外研修を受講した場合、大阪府の基準に該当するか研修内容等の審査が必要です。「修了証」とともに、研修カリキュラム等の研修内容が確認できる書類を添付してお申し込みください。